平成22年

第3回市議会定例会 議案第6号

函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年9月7日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例 函館市学校給食共同調理場条例(昭和48年函館市条例第86号)の 一部を次のように改正する。

別表中

函館市椴法華中学校親子学校給食共同調理場

函館市椴法華中学校親子学校給食共同調理場

函館市立椴法華中学校 函館市立日新小学校 函館市立えさん小学校 函館市立椴法華小学校 函館市立磨光小学校 函館市立田尻小学校 函館市立日尻小学校 函館市立十十学校 函館市立日新中学校

に

を

函館市立恵山中学校 函館市立尾札部中学校 函館市立臼尻中学校

改める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

函館市椴法華中学校親子学校給食共同調理場の給食調理等を行う学校 を変更するため